

農薬使用基準に関する検討結果

平成 15 年 1 月

農業資材審議会農薬分科会農薬使用基準小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合

農業資材審議会農薬分科会農薬使用基準小委員会及び
中央環境審議会土壌農薬部会農薬専門委員会合同会合名簿

氏名	所属役職	農業資材 審議会農 薬分科会 農薬使用 基準小委 員会	中央環境 審議会土 壌農薬部 会農薬專 門委員会
安藤 正典	国立医薬品食品衛生研究所環境衛生化学部長		専門委員
池田 二三高	元静岡県農業試験場病害虫部長	臨時委員	
石井 康雄	(独)農業環境技術研究所環境化学分析センター長	専門委員	専門委員
伊東 祐孝	J A セレサ川崎営農経済本部技術顧問		専門委員
井上 達	国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長		専門委員
岡田 齊夫	(社)日本植物防疫協会研究所長	専門委員	臨時委員
金森 房子	元(財)日本消費者協会理事		専門委員
亀若 誠	(社)農林水産技術情報協会理事長		臨時委員
北原 武	東京大学大学院農学生命科学研究科教授		専門委員
近藤 俊夫	全国農業協同組合連合会 営農・技術センター農薬研究室室長	専門委員	
櫻井 治彦	中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター 所長		臨時委員
佐々木 珠美	日本生活協同組合連合会 商品検査センター センター長	委員	
須藤 隆一	東北工業大学土木工学科客員教授		委員長
中杉 修身	(独)国立環境研究所化学物質環境リスク研究センター長		臨時委員
中村 幸二	埼玉県農林総合研究センター 農産物安全性担当主幹	専門委員	
廣瀬 雅雄	国立医薬品食品衛生研究所病理部長		専門委員
米谷 民雄	国立医薬品食品衛生研究所食品部長		専門委員
眞柄 泰基	北海道大学大学院工学研究科教授		臨時委員
本山 直樹	千葉大学園芸学部 教授	委員(分 科会長)	
森田 昌敏	(独)国立環境研究所統括研究官		臨時委員
山本 廣基	島根大学生物資源科学部教授		専門委員
行本 峰子	前(財)食品産業センター情報・技術協力部次長	臨時委員	専門委員
若林 明子	淑徳大学国際コミュニケーション学部教授		臨時委員

農薬使用基準関係条文

改正法

(農薬の使用の規制)

第12条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第2条第1項又は第15条の2第1項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第1項の基準（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）に違反して、農薬を使用してはならない。

(農業資材審議会)

第16条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣及び環境大臣は、第2条第1項の規定により特定農薬を指定し、若しくは変更しようとするとき、又は第12条第1項の農林水産省令・環境省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、農業資材審議会の意見を聴かなければならない。

農薬使用基準の考え方

農薬使用基準が適用される農薬

- (1) 農薬取締法第 2 条又は第 1 5 条の登録を受けている農薬。
- (2)(1) 以外の登録を受けた農薬 (販売が禁止されているものを除く) 。
- (3) 以下の場合には、適用されない。
 - 試験研究の目的で使用される場合。
 - 検疫有害動植物に対し使用する場合。
 - 輸入国の要求により使用する場合。

使用基準の考え方

1 農薬使用者の責務

農薬使用者は、以下の各号の責務を有する。

- (1) 農作物等に害を及ぼさないようにすること。
- (2) 人畜に危険を及ぼさないようにすること。
- (3) 農作物等の汚染が生じ、その農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (4) 農地等の土壌汚染が生じ、その汚染により汚染された農作物等の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- (5) 水産動植物の被害が発生し、その被害が著しいものとならないようにすること。
- (6) 公共用水域の水質汚濁が生じ、その汚濁に係る水の利用が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。

2 罰則を科す基準

- (1) 食用作物及び飼料作物に農薬を使用しようとする場合

農薬登録時に定められた、

適用作物

単位面積当たりの使用量の最高限度又は希釈倍数の最低限度

使用時期

使用総回数

について、遵守を義務とする。

- (2) 食用作物への適用がない農薬を食用作物に使用してはならないこととする。

- (3) 倉庫、コンテナ、船倉、天幕その他密閉された施設において農薬をくん蒸に使用する者 (自ら栽培する農作物等に農薬を使用する者を除く) は、当該年度に於ける農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに農林水産大臣に提出する (変更の場合も同様) ことについて遵守を義務とする。

- (4) 航空機を利用して農薬を使用する者は、当該年度に於ける農薬の使用計画を、毎年

度使用する最初の日までに農林水産大臣に提出する（変更の場合も同様）ことについて遵守を義務とする。

- (5) ゴルフ場において農薬を使用する者は、当該年度に於ける農薬の使用計画を、毎年度使用する最初の日までに農林水産大臣に提出する（変更の場合も同様）ことについて遵守を義務とする。

3 遵守の努力を要請する基準

- (1) 容器に表示された最終有効年月を超えて農薬を使用しないよう努める。
- (2) 航空機を利用して農薬を使用する者は、対象区域において風速及び風向を観測し、対象区域外への農薬の飛散を防止するための必要な措置を講じるように努める。
- (3) 住宅地及び住宅地に近接する地域において農薬を使用する者は、農薬が飛散することを防止するための必要な措置を講じるよう努める。
- (4) 農薬の使用者は、以下の事項を帳簿に記載することに努める。
 - ア 使用した年月日
 - イ 使用した場所
 - ウ 使用した農作物名
 - エ 使用した農薬の種類又は名称
 - オ 使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数
- (5) 止水を要する農薬を水田で使用する者は、当該農薬の流出を防止するための必要な止水措置を講じるよう努める。
- (6) 被覆を要する農薬を使用する者は、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するための必要な措置を講じるよう努める。

4 経過措置について

- (1) マイナー作物等については、登録農薬に適用がない（少ない）ため、病害虫が発生した場合、防除手段が無く農業生産の安定に著しい支障を来し、改正法施行（平成15年3月10日）後に、直ちに、の2の(1)の違反行為として処罰の対象となるおそれがある。
- (2) このため、当面の経過措置として、以下の安全性を確保する措置を講じつつ、一定期間、の2の(1)の適用を猶予する措置を講ずることとする。

<安全を確保する措置>

都道府県知事が、農林水産大臣に対し、経過措置（農薬とその適用作物）を申請し、農林水産大臣の承認を受ける。

承認に当たり、その農薬を使用できなければ農業生産の安定に著しく支障を来す場合であり、かつ、以下の条件の場合に安全性の観点を踏まえつつ使用を認める。

- ア 別紙の区分に基づき、申請作物が属する区分に含まれる他の作物で既に使用が認められている農薬であること（登録保留基準があること）
- イ 使用が認められている作物の使用時期、使用濃度の範囲内であること。

その農薬が使用された農作物について、必要に応じて農薬の残留度合い等进行检查し、都道府県知事は、この確認を行うとともに、出荷先も把握しておく。

万が一、人畜等への危険性が判明した場合は、農林水産大臣及び都道府県知事は農産物の出荷停止、回収等の必要な流通規制措置を実施すること。

なお、この経過措置の期間内に、都道府県等は、登録適用拡大に必要な残留データ等の作成の協力を努めることとし、経過措置期間後は、の2の（1）の原則に沿った実施を行うこととする。

